

〈番号〉は『松江市史史料編中世』の番号

朝山日乗に感心を持ったきっかけは、「日乗朝山」がただしく、日乗と出雲国は関係がないとする説が、織田信長文書の研究で有名な奥野高弘氏や古文書学の荻野三七彦氏により出されたことだった。史料をみれば、三浦周行氏の説が正しいことは明白であるにもかかわらず。また日乗の生き方は戦前の教育では忠臣の一人として著名であった山中鹿介と対照的であると思った。現在では鹿介ではなく、尼子経久と対比すべき存在であると考えている、そのキーワードが「戦争と平和」である。

【一】永禄十二年（一五六九）十二月十七日付、日本耶蘇会年報

私が次に述べたいと思う事を一層明瞭にするため、先ず私が語ろうと思う人物について述べる必要がある。キリシタンらが、当諸国（日本）においてあだ名を日本のアンチキリスト、又は肉体に宿りたるルシフェルと称し、思慮ある異教徒は庶民の欺瞞者と称する坊主（朝山日乗）である。

彼は下賤の者にして、背は低く、甚だ醜く軽蔑すべき人物であり、日本の宗教も知らず、また学問もない愚人であるが、悪魔がその悪事を行うために発見した、最も慧敏な道具である。

①彼は談話に巧妙であり、雄弁においては日本のデモステネスである。

彼は妻子があつたのだが、貧窮であるためこれを捨て②兵士となつたのは、未だ多くの年を得ない程度の以前の話である。そうして武芸によつて多数の人を苦しめ、また殺した故に恐怖して服装を変えた（僧になった）が、その習慣を改めることはなく小羊の皮をかぶって僧侶になつたのだ。③諸国を廻りアマンゴの王（尼子晴久）に対し反逆を行い、山口の王（大内・陶氏）の元に逃れ、釈迦より「汝を日本の宗旨を改革し、また内裏を往時の名譽、地位、権力、および富貴に復する道具となす」との夢想を得た、と称し、熱心を養つて広くこの事を伝えた。

④彼が8年もしくは10年前、当地（京都）において一片の金襴を購入した事は、都のキリシタン等の記憶するところであるが、彼は他の遠国に行き、各村落において、「これは内裏より賜つた衣服である。記念品としてあなた方に分けよう」と言い、各人小片に対し、その資力に応じて、あるいは1クルザード、あるいは2クルザード等を彼に与えたのだ。

彼はこれによつて多額の資金を得、山口に寺院を建て数人の弟子を集めた。この頃他にも千種類もの詐欺を行い、悪行のため一つの場所に落ち着くことができず、シャンニンシウ（三好三人衆）が公方（足利義輝）を殺した弾正殿（松永久秀）を奈良の城（信貴山城）に囲んだ時、弾正殿の裕福なことを知つて、窮地にあるが故に金銭を与えてもらえろと思ひ、山口の毛利より弾正殿に宛てて『直に士卒を動員して赴き助けよう。三人衆が滅亡した場合は、日乗上人と称する坊主と協議するべし』と認めた書簡を得た。しかしデウスの御裁断により、三年前、私が堺に滞在していた時、彼はそこにやつて来たが、三人衆の間者が反逆の書簡と共に彼を捕らえた。

（中略）

⑤信長が再び公方様を立てるため上洛した後、内裏はこれもまた、不幸および貧困より興起する好機を得るべき時と見、この日乗上人を仲介者とした。同人の人間的知慮は彼に信長の寵を得させ、その後あえてその側を去ることはなかつた。これによつて彼は、悪魔の如き傲慢悪意の翼を広げたのだ。

【二】天正元年（二月）二日安国寺恵瓊自筆書状（吉川家文書）（一五五二）

一、日乗はしり舞異見者、昔之周公旦、大公望などのごとくに候、似合たる者出合たる御事にて候、雖然、仕すこされ候へて、今之分にて候へば、芸州之御ため重宝にて候、今度之調も、悉皆彼に馳走にて候、たゞあふなく存候く、藤吉などの取次まで日乗にて候、是にて可有御推量候、

【三】1555年（天文二四・弘治元）足利義輝御内書、三井寺旧蔵文書（書き下し）

今度日乗上人夢想之趣具に承り候、きとくなる儀共是非無く候、弥よ用ふべき之覚悟候、此の旨仰せ聞かれは尤も喜悅たるべく候、恐惶謹言

六月十八日

義輝（花押）

近衛殿

【四】同年閏一〇月八日兼右卿記（書き下し）

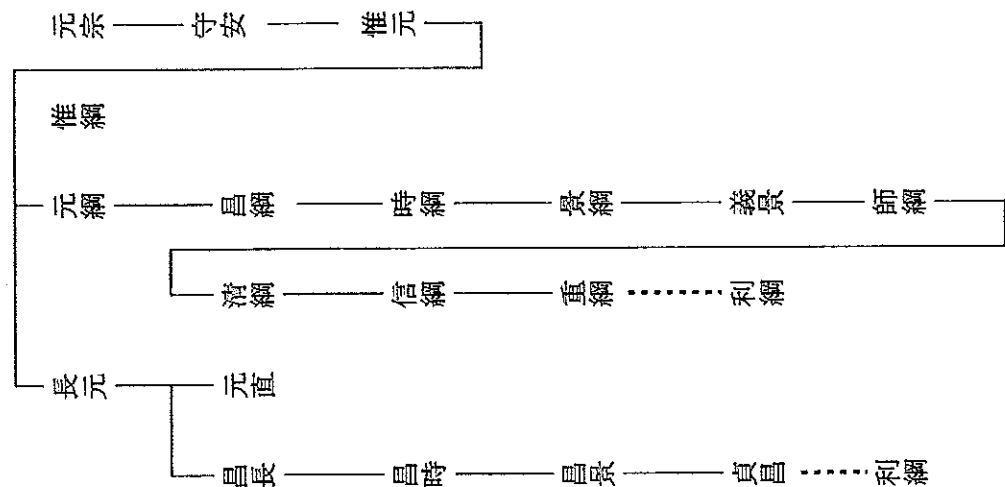
作州朝山が今度上洛し、梶井宮に於いて順世、禁裏として上人号を授けられ、度々夢想之在る之由之を申す、近衛殿御申しを取る也、広橋一品申し次ぎなり、然るに予書状之由、山科黄門を以て再応之を懸望す、彼の為体恐らくはマイス（商僧）平、一つ為して信用し難し、然れ共禁裏御方御所関白等御文を出さるの上は去り難く敷申し候間、調遣わし、此の間長々御在洛候、抑も度々靈夢誠に奇特不思議候、弥よ信心に凝さるべく候、殊更禁裏上人号を授けられ候、尤も御面目の至り候、猶以て面謁之時申し述べべく候、恐々謹言、

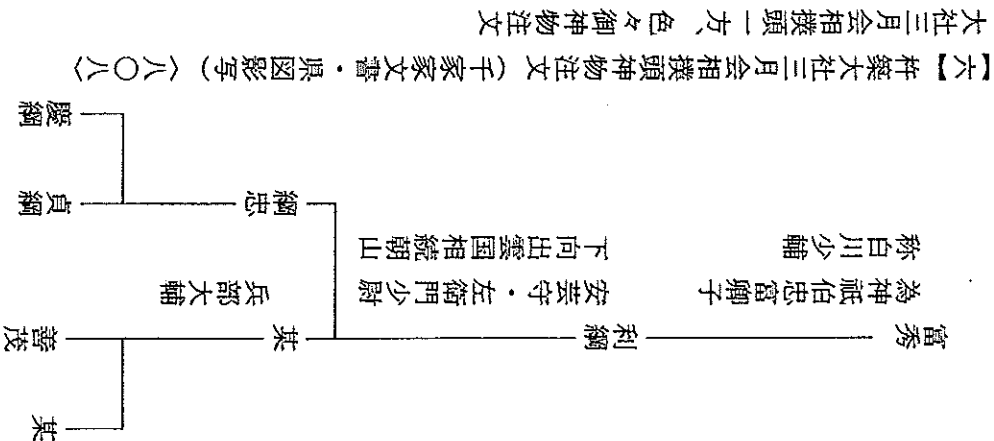
閏十月八日

右兵衛督ト（花押）

朝山上人床下

【五】朝山氏系図（正確な復元は困難な箇所あり）（一〇五・一五八三その他）





【六】杵築大社三国会相摸頭神物注文（千家家文書・県図影写）（八〇八）
大社三国会相摸頭一方、色々御神物注文

合

雖不審之儀共多候、不及筆置本之まゝ是写者也

大永武年六月二日 朝山安芸守利綱（花押）

佐々木伊与守殿

進覧候

（参考）竹生島奉加帳（竹生島宝蔵寺文書・長浜城歴史博物館）

江州竹生島造宮之御奉加御人数之事

形部少輔殿 国久

式部少輔殿 誠久

下野守殿 久幸

新四郎殿 久豊

彦四郎殿 清久

次郎四郎殿 詮幸

小四郎殿 久尊

又四郎殿

御一族衆

安道八郎殿

鞍智右馬助殿

安道九郎殿

奉公の末

朝山安芸守殿

出雲州衆次第不同

（以下略）

【七】『八束郡誌』

此頃から当社は神仏西部の支配となつたらしく、神宮寺の勢力漸く強盛となり、社域を囲

てられた。

【八】明応四年佐陀大社縁起（神宮文庫所蔵）（七五五）

一、本社三所事

中正殿者伊弉諾伊弉册尊ナリ、本地阿弥陀如来薬師如来也、神宮寺薬堂是也

北社者謂加賀ノ社ト伊弉册ノ尊也、本地ハ観音地藏ニ菩薩也、神宮寺ハ今ノ経所ノ是シ

也

南社者謂ノ旧殿、伊勢天照太神杵築大明神、本地ハ阿弥陀如来、神宮寺ハ今ノ栗林ノ常

楽寺是也

【九】天文末年頃カ成相寺条数書（一〇七九）

付、享祿二年六月廿八

一大般若経仏布施并破損料之事、日二与州様就御社参、

上ノ御供被参候時、仏布施百疋・破損料貳十疋参候、又天文七年六月廿四日二御屋形様

御社参之時、御奉行衆難波被申候処ニ、立原殿ヲ以先例之儀得御意候、聞召被分、如前

被仰付候、又其以後松田大炊助殿為御名代、中之御供参候、其時も如前被仰付候、其以

後林殿為御名代而度御参候、今度ノ御社参迄三度ニ至、仏布施・破損不参候、経所修理

物之事情間、如前々可被仰付旨、堅御仕言申上候事、

【一〇】弘治二年六月日鰐淵寺三答状案 『大社』一三三二

捻而前々者為国守法事興行之儀者希有也、経久依為法華経信仰、被誅亡大敵、其切取所

領之土貢以之為足付、或千部万部之説讀、或以摺写之経、諸國之堂舎江被賦之了、仍彼

三万部者三ヶ度仁万部宛被執行者也、何ぞ自国方警固諸公事以下之奉行者龜并能登守、

掌中之経奉行着、当寺之様本坊衰栄・鏡林坊円恰兩人、開白結願之導師者橋本坊円海法

印・西本坊頼円法印等也、

【一一】岩屋寺快円日記（岩屋寺旧蔵・鳥取県立博物館）（八〇七）

（前略）

出雲国杵築大明神ニテ万部之法花経、人数千百人、大永二年壬子二月九日ヨリ同廿日結

願、廿一日ニ退参ス、大鳥居ヨリ西一町計アツテ浜ニ経所造ル、五間ハリノ十五間ノ家

四ツ、フナ並ニ作レリ、四々テウノ座敷中台二本尊釈迦、四ツノ座頭、一鰐淵寺、一横

田庄岩屋寺、一ヨシダノ清水寺、一古志ノ興法寺、其外国中ノ衆会不足所ニハ禅僧衆、

始末、御経導師鰐淵寺ヨリ四日メノ導師、岩屋寺快円、尼子殿興行、被官亀并能登守奉

行日々ツメ畢、与州ハ塩冶二御入、導師各日易也、先四ヶ寺其外シマ根淨相寺衆ニト小
藏寺ヨリ一日、イシリノミ称寺、八幡ノ谷ノ寺ヲ岩屋寺衆、經出人数十三人、大林坊快
円、正乗坊良順、妙音院幸秀、妙乘坊現海、教藏坊真秀、山本坊秀円、池本坊秀海、岩
本坊窓円、賢光坊頭海、形部卿円親岩本ノ、常陸房山本坊の、伊与房妙乘坊の、大林坊
の尋重房、高田衆三人梅本坊・竹本坊・杉本同前宿仕畢、(後略)

【一二】杵築大社旧記御遷宮次第(鰐淵寺文書)(二一九八)

(前略)

一大永二年壬午二月九日ヨリ於杵築大社一万部法花經被読誦畢、國中聖道五百五十人禪
衆五百五十人催シ嶋請ス、願主佐々木伊与守經久、奉行龜井能登守秀綱、本願ハ尾州密
藏院住侶秀尊、經堂在所ハ大社宝前神門大鳥居ノ西ノ原、相似タリ鹿野苑地ニトテ四間
ハリニテ十間ノ家ヲ四ツ作並テ構道場ニ也、開白結願共ニ導師鰐淵寺円海法師被召畢、
又經所奉行当寺ヨリ勤仕畢、日々導師諸寺聖道出世分ノ人ニ經奉行ヨリ指畢、經奉行ハ
当寺竹本坊榮伝法印、月輪房衆衆、増行房円怡、一本尊ニハ、竹本房衆迎三尊図子ナカ
ラ壇上ニスエシ也、

一大社三重塔婆建立、願主尼子伊与守經久、奉行龜井能登守秀綱、供養導師鰐淵寺竹本
房榮伝法印曼荼羅供勤畢、

一享祿三年庚寅二月大社前於神門原一万部御經読誦畢、願主經久、奉行龜井能登守、儀
式如前也、同三月八日ニ經久三男塩治興久謀叛アリ、依之興久立願シテ大社御柱立アリ、
頓速ニ成就畢、雖然弓箭被負悶懣而被却之畢、

一天文六年丁酉 十月廿八日杵始シテ佐々木晴久雖有御立、是又造營半本願道清依死去被
破之畢、同九年庚子四月廿四日斬初、同十月一日ニ柱立、二度不成就也、

一天文八年己亥 壬六月十九日甲寅日大社一切經堂斬初アリ、ヤカラ造畢、鳥居ノ西ノ原、
相似タリ鹿野苑地ニトテ

同九年子庚六月十八日經堂供養在之、導師ハ鰐淵寺竹本坊榮伝法印、同勤行衆廿人令下
向、五日逗留アリ、供養ノ義式畢テ信読大般若經アリ、一切經ヲハ摂津国兵庫ヨリ用途
十万疋ニテ被買下之、輪藏 奉納也、願主尼子民部少輔晴久

(後略)

【二三】塩治興久安堵状(切紙、成相寺文書)(八四〇)

(端裏切封)

「(墨引)」

当寺之事、從先年任代々置文之旨、可被相抱候、近年新儀申由候、不謂次第に候、不可
有承引候者也、恐々謹言、

享祿參

卯月五日

興久(花押)

成相寺住持參

【一四〇】河上・都治両家根本之事(県立図書館蔵写本『旧島根県史筆写史料』近世筆写
編二八二)

一、都治駿河守・同治部少輔、大永元「二」年九月廿六日尼子伊与守經久キリ下ツテ同廿
九日和談ニシテ城ヨリ引下ロシテ麓ニテ駿河守・同家人共九十三人打果ス、治部少輔兄弟
ハ福屋より今井城へ加勢トシテ高国寺・野田大和サシコメタル也、此兩人ヲハ行ノタメニ
尼子殿タスケ無相違、福屋治部少輔兄弟ヲ同道スルトイエ共尼子殿ヨリ福屋宮内少輔草兼
へシキリニヨクボラレ、十月二日ニ丸原ニテ生害在テ、予州ハ未タ都治弓場ノ原ニ陣ヲサ
タエテ、治部少輔兄弟ノ頭ヲ待ツケテ美検シ十月十日ニ陣ヲ開ラカレケル也、

一、都治三河守隆行親父治部少輔ニハ腹ノ内ニテ放レテ河上中務少輔元祐祖父也、河上市
ノ上ノ要害桜カ丸ニテ祖父ノ養育ヲ以テ腰膝ヲノヘラレケル、然ニ隆行十歳ノ時、塩治宮
内少輔謀叛ラクワタテ御親父伊与守ヲ富田谷一城ニワイコムル、雲州・伯州・因州・備州
・芸州・石州ヲ吾力儘ニ平吞ス、福屋殿ヨリ水合信濃守ヲ至塩谷差上セ、都治一跡ヲ
愁訴半也、此由河上中務少輔聞及、弟ノ常樂軒俄ニ雲州へ上セ、塩屋殿エ被申入、福屋ノ
使者、河上ノ常樂軒、雲州中郡於賀茂ノ陣所対決、其ニテモ不相避シテカケ屋ノ多賀安芸
守ニ塩治殿尋アル也、安芸守ノ異見ニ、福屋ハ江川ヨリ五・六里ヘタテ々サキ也、河上ノ
事ハ江河ヨリ此方ノ渡リキワノ河上ヲ先々一味ニサセラレテ可然由意見アリ、此意見マカ
セ都治ヲ河上ノ中務少輔元祐エ付ラレテ隆行十一歳ノ春二月九日ニ孫鶴殿ニテ入部也、享
祿四年ノ正月ニ塩治宮内少輔□国久ノ御判執付ラレシ也、

【一四②】佐々木家記録写

尼子与州石州エ打下リ、是ヲ始トス、夫ヨリ郷原美濃守ヲ守護代トシテ波積砥谷上城ニ籠
置、尼子殿福屋退治トシテ大永二「三」年六月廿八日、雲州富田ヲ立テ赤穴ニ着ス、龜井
能登守・宍道・三沢此三人ハ先勢トシテ出羽ニ着ス、其時福屋宮内少輔隆兼ハ丸原ノ雲井
ノ城ヲ破却シ乙分ヲ宗城トシ覺悟セラレケル、市山ノ城ニ稻光民部太輔、其外究竟ノ者差
籠テ置レケレトモ、尼子大勢邑智郡ニ充滿ス、シカルヲ聞及テ七月六日ノ夜、乙分エ逃丸
ミケル乙分モフミコラエスシテ八日ノ夜明退ケル、雲州衆タ々モノ押入三子山ヲモ押取テ
浜田・長浜・周布ニ取懸ル、衣掛ノ城モヲ明退、海中ニ瀬渡、細腰ハサシコラエタリ、順
テ細腰ニ対陣ス、雲州三保ノ関ヨリ江津迄ヲ細腰ニ下シ、舟勢ヲ以テ彼城ヲ攻ラレケレト
モ攻落サレス、日々ノ矢軍計也、然所ニ尾州大勢ニテ盛山ヲ陣ニ取タリ、細腰ハ三隅
能州差籠リ、要害手強ク成ニケリ、其頃大内義興、豊後ノ大友義政ハ翌君タルニ依テ、究
竟ノ武者三千合力也、糸長彈正忠、小笠原伊与守両大將トシテ是レモ森山ニ陣ヲ取、豊後
・防州・雲州衆浜田於天満峽合戦、豊後・防州百廿四人、雲州ノ手エ討取競也、其後關ノ
尾州念ヲ起シ合戦ヲ締メラレケレトモ、雲州衆遠慮シ進マサル也、与州一大事ト見掛テ小
「笠」原・糸長兩人ヲ相頼ミ、陶エ和談ノ操ニ仕成、細腰美ヲ心安ク引退クナリ、防州衆
御陣也、

(参考)大永四年大内右京太輔殿ト当国守護佐々木尼子殿ト石州於福屋辺ニ、三年取相、
終ニハ尼子切勝テ、当国ニ中静謐梵風舞雨五十夜万民太平安堵ス(糸原家・古代ヨリノ臆
書)

【一五①】天文六年一〇月二八日後奈良天皇編旨（東山御文庫所藏延暦寺文書）就當國諸寺法事歴次之事、任旧規可為左座候、此旨可令存知之由、天氣所候也、仍執達如件、

天文六年十月廿八日
左中將
雲州
清水寺衆徒中

【一五②】天文二四年五月二五日後奈良天皇編旨（鰐淵寺文書）
當國諸法事歴次之事、先年清水寺旧規之由、雖掠賜 綸旨、當寺者為 推古天皇勅願之淨場、於一州第一之儀無紛云々、敬申之旨披聞食畢、所詮任先例可為左座者
天氣如此、仍執達如件、
天文廿四年五月廿日
右中弁（花押）
雲州
鰐淵寺衆徒中

【一六】（永祿五年）八月二八日毛利元就・隆元連署書狀（赤塚家文書）『大社』一四六
九
御方之儀、別而御入魂之段、日乗被申候、誠本望候、仍三拾石之地被進置候、聊麻略有間敷候、猶平佐源七郎可申候、恐々謹言
降元（花押）
元就（花押）
赤坂左京亮殿

【一七】永祿五年二月五日小倉元悅書狀（別火家文書）『大社』一四八七
如御書、先度者至須佐御出、御辛勞之至候、
一、貴所御愁訴之儀、両国遣御使者之前にて、申渡候、少御辛勞分、以十二郷内可進之候 由、日乗口羽にて被申渡候、
一、此上にて弥御祈念專一候、委細長順可被申候間、不能詳候、恐々謹言、
永祿五
小倉新四郎
十二月五日
元悅（花押）
大社

別火殿
御返報
【一八】毛利氏奉行人連署書狀（折紙、秋上家文書）（一二四七）
去三月会社役之儀御失念候哉、对柳原雖仰付候、御方従前々被相勤之別蓋之事候、当座柳原依申据、日乗上人以御裁判、柳原執行候、不及是非候、於御方御裁判之社役者、如前々不可有相違之道、既御判頂戴之上者、自來年三月会如前々御調肝要候、為其通良、就良江日乗折紙為御披見進之候、弥於向後可被成其心得事肝要候、恐々謹言、

十月二日
口羽刑部大輔
国司右京亮
元相（花押）
児玉小次郎
元良（花押）
桂左衛門大夫
元忠（花押）
秋上周防守殿

【一九】一五六三（永祿六）一月二八日言繼卿記
朝山日乗上人近日雲州より上洛云々、晩頭礼に来、樽代二〇疋之を送る、一莖劔了
【二〇】（永祿六年）三月二三日津森幸俊書狀（富家文書）（一一一四）
毛利氏の出雲國攻撃の中で、尼子方から毛利方へ転する国人が多くなる中、朝山二郎左衛門・村井民部丞らが謀反の動きの中で討伐されたことを伝える。
「（裏引）
（端裏切封）
尚々、朝山二郎左衛門方、是も本庄同意候而、腹ヲ被切之候、御折念之故、何も被任御本慮候、
就本庄之儀、早々被仰越候、則致披露候、隠新難意必定候而、村民・足若同前被討果候、其外家来中無異儀候、隠豊被任存分候、恐々謹言、
（永祿六年）
三月廿三日
幸俊（花押）
富兵部大輔殿まいる御返報

☆永祿五年十一月五日 本庄常光が安道で毛利氏により討ち果たされる。『尼子』一
一九六）
【二一】尼子義久袖判奉行人連署奉書（折紙、佐太神社文書）（一二二四）
（尼子義久）
（花押）
今度爰元各被取退、龜城神妙被思召候、弥於被抽忠儀者、朝山殿家可被取立之由御意候、仁体之儀者追而旁有御相談、可被相定之由御錠候、為向後、被成袖 御判候、仍状如件、
永祿六
五月十七日
久貞（花押）
佐世伊豆守
清宗（花押）
佐藤刑部左衛門尉殿

松浦藤五郎殿
井上三郎右衛門尉殿
佐暮六郎右衛門尉殿
松浦四郎兵衛尉殿

【一二】 尼子義久書状（折紙、佐太神社文書）（二一四九）

朝山家之事、就毛利乱入雖断絶候、対 神慮申付候、何茂当知行不可有相違候、松田所江
遣置儀候間、彼方江替地可遣候、今度熊野可有在番之由候へ共、籠城候へ、同前之姿候、
年去至于時在番等申付事茂可在之候、其時看家中之衆共被申聞、忠儀肝要候、恐々謹言、
永禄六

九月十日 義久（花押）
朝山賢正院

【二三】 尼子義久書状（佐太神社文書）（二一六三）

（端裏捻封ウヘ書）

「（墨引）朝山左衛門尉殿 義久」

其之事、以熊野兵庫助介抱、彼城可有在番之由可然候、家督之儀神慮申、先判之旨、
全不可有相違候、此通兵庫助江茂可有演説候、恐々謹言、

（永禄六年）

十二月六日 義久（花押）

【二四】 宇山氏について

○日登村寺領村社古森神社

宇山城主中「宇」山飛騨守久信ノ鎮守ト齋り御守大明神ト称奉レリ

宇山氏は尼子氏の家臣として大変な財力を有しており、毛利氏による富田城攻めの際にも食料調達に貢献したが、毛利氏への内通を疑われ、飛騨守久兼とその子が殺害されたことが軍記物に記されている。久兼の父とされる人物が久秀である。

久秀は大永3年9月には「宇山飛騨守勝部朝臣久秀」として日御崎十羅刹女に法華経を奉納している。この経典は享徳2年に播磨国金剛城寺に施入されたもので、それを入手した宇山氏が奉納した。これにより宇山氏が勝部（宿禰）姓の朝山氏の一族であることがわかる。宇山氏は「木次上村」の宇山を苗字の地とする一族で、鎌倉期以降は東国御家人のもとで生き延び、戦国期には大永3年の時点で「飛騨守」に任官しており、尼子氏直臣富田衆の中で有力な地位を占めていたと思われる。

享禄5年7月には尼子経久から「宇山殿」に対して美作国内で所領を与えられており、以後尼子氏の美作国支配の中心となった。同じ勝部姓である佐陀神主家の出身であった朝山日乗も出家前は美作国内へ尼子氏家臣として兄とともに派遣されていた。

天文5年の岩屋寺二王堂造営に際しては、宇山飛騨守が、池田和泉守と並んで富田衆としては最多の3貫文の勲進に応じている。天文7年8月には富田庄内布部の二所大明神本殿造営の大檀那として「宇山飛騨守藤原朝臣久秀」とみえる。勝部姓である朝山氏も室町幕府三代将軍義満の時代には奉公衆となって活動の拠点を京都周辺に移して後は「藤原姓」

を使用しており、宇山氏も二つを使い分けていたのであろう。同7年11月段階で本願寺側は「宇山大蔵丞」へも連絡し、「備中事不可取次」との返事をもらっており、この段階で宇山は美作国を管轄していた可能性が高い。

天文9年の竹生島奉加帳には富田衆として、「宇山大蔵丞」と「宇山弥次郎」がみえるが、この時点で子の大蔵丞久兼に当主の地位を譲っていたのでであろう。天文14年頃に比定される柳原資定書状では、周防に滞在中の資定が尼子氏の菩提寺である洞光寺に対して尼子一大内間の和平について連絡しているが、その中で富田衆の湯原遠江守・宇山大蔵丞・立原次郎右衛門尉幸隆にも働きかけていることを述べており、宇山久兼が富田衆内で湯原・立原とともに有力な位置にあつたことをうかがわせる。ただし、尼子氏奉行人として当主が袖判を加えた文書に連署することはなかった。

次いで、天文17年6月には富田庄内「宇波村之居住勝部氏之朝臣宇山飛騨守久秀等（マ）法名心海永忠居士」が独力で黄金製の三光国師像を造り、宇賀庄内墓樹寺に寄進しているのは、その経済力を示すものである。布部については子の久兼に譲り、みずからは宇波に居住していたのだろう。

天文20年9月1日に大内義隆が陶晴賢により殺害されると、翌10月に尼子氏は美作国に出兵しているが、尼子方として美作国内に駐留していたのが「宇山弥次郎」であった。このような体制は享禄5年以來のことであろう。この後は、新富党の尼子誠久と宇山弥次郎が美作国支配を担ったが、新富党は天文23年11月に晴久により討滅されてしまう。天文24年の伯耆国大山寺洞明院棟札には、神輿檀那として「宇山右京亮誠明」がみえるが、これが弥次郎が任官するとともに、「誠久」との関係で名乗ったものでであろう。

永禄9年2月、宇山飛騨守父子は逆心の企てにより尼子氏家臣により討果たされるが、その一族は富田城を逃れて毛利氏のもとへ落ちた。実際に毛利氏は永禄8年12月には、宇山父子が毛利方へ入魂することになり、その仲立ちをした足立氏に対して恩賞を与えることを約している。

後に尼子勝久の一行が出雲国に乱入した際に、馬木・河本・湯原の旧富田衆の一族から尼子氏方に寝返るものが出たが、宇山氏は多賀氏や野村氏などとともに毛利氏方にとどまるとともに、尼子氏時代の旧領の回復を毛利氏に対して愁訴している。多賀氏が島根郡東長田郷と西郷・坂本の長田（現在の川津）とともに同郡の半島部加賀・大蔵と南浦を愁訴したのに対して、宇山氏も島根郡内の米長田と半島部の片口・七瀬、さらには秋鹿郡伊野・能義郡赤江領家分と伯耆国会見郡赤井手を愁訴しており、ここにみえる所領が尼子氏から富田衆に与えられていたことがわかる。

以上、宇山氏について、情報を整理したが、本来、富田衆内での有力者であつたはずの宇山氏であつたが、美作国に派遣されたことにより、晴久奉行人として発給文書に連署することはなく、ある意味では新富党とともに政権中枢から疎外された存在になったと評価できるのではないが。

